

大津市生活困窮者及び被保護者就労準備支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津市生活困窮者及び被保護者就労準備支援業務」に係る委託契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 大津市生活困窮者及び被保護者就労準備支援業務
(2) 業務内容 別添「大津市生活困窮者及び被保護者就労準備支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき業務を実施するものとする。
(3) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は、合計6,912,000円とする。

なお、委託料の内訳として

大津市生活困窮者就労準備支援業務は4,700,160円
大津市被保護者就労準備支援業務は2,211,840円
を上限とする。

上記金額には、消費税額及び地方消費税額を含む。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和8年2月10日（火）	プロポーザル実施の公告（実施要領の配布） ホームページへの掲載
令和8年2月20日（金）	質疑受付締切
令和8年2月25日（水）	質疑に対する回答（予定）
令和8年3月4日（水）	参加申込受付締切
令和8年3月10日（火）	参加資格審査結果通知
令和8年3月19日（木）	プレゼンテーション審査
令和8年3月25日（水）	審査結果通知
令和8年3月26日（木）	審査結果公示

6 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
(2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。

- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。
- ア 資本関係
- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合
- イ 人的関係
- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

- (1) 提出方法
- 質問書（様式4）（様式は実施要領に添付）により電子メール、郵送、持参のいずれかで行うこと。
- 電子メールの場合は、件名を「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、会社名と入力し、添付の1ファイルにまとめて送信後、必ず電話で送信した旨を伝えること。
- 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、質問期限までに到着すること。郵便事故等については考慮しない。
- 電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 期限
- 令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先
- 〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市健康福祉部福祉政策課（担当 榎本、島田）
電話 077-528-2740
電子メールアドレス otsu1405@city.otsu.lg.jp
- (4) 回答方法
- ホームページにおいて掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、ウからオまでに掲げる書類は原本1部及び副本9部を提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 参加申込者概要（様式3）

パンフレットを作成している場合は、パンフレットも添付すること。

エ 企画提案書（任意様式）

ただし、別表の評価項目を具体的に記載した提案書とすること。

オ 価格見積書（任意様式）

税抜金額を記載すること。当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を見積価格とする。

カ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

　a　直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の滞納がないことを確認できるもの（完納証明書（写し可）、納税証明書（写し可）等）

　b　法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

（2）提出期間及び時間 令和8年3月4日（水）午後5時まで

（3）提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、令和8年3月4日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

（4）提出先 第7項第3号に同じ。

9 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市生活困窮者及び被保護者就労準備支援業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

（1）実施日 令和8年3月19日（木）

（2）実施場所 大津市役所本館5階 互助会会議室

（3）提案時間 15分以内 提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。

なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。

（4）質疑応答 10分以内 プレゼンテーションの順番は本市において決定するものとし、開始時刻等の詳細については別途通知する。

（5）参加人数 3人以内

（6）審査基準 別表により審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6

割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。合計点が同点であった場合は、第1順位とした委員が多い団体を上位とする。第1順位とした委員が同数であった場合は、委員長が上位とした団体を第1順位とする。

- (7) 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ大津市が準備したプロジェクトを利用することができます。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。
- (8) 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

1.0 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知予定日 令和8年3月25日（水）

1.1 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1.2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.3 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.4 その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件に係る契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1.5 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館2階

大津市健康福祉部福祉政策課（担当 榎本、島田）

電話 077-528-2740

メール otsu1405@city.otsu.lg.jp

(別表)

評価項目	評価の視点
基本的な事項	業務概要を理解した上で、就労準備支援業務に関する目標が具体的かつ適切か
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務で実績があり、本業務の履行に活かせることが期待できるか ・業務の実施にあたり、対象者の実情に応じた支援ができるよう、実績や資格を有する就労準備支援担当者が適切に配置されているか ・情報セキュリティや個人情報保護に対する管理を十分行える体制が整っているか ・苦情対応や、事件・事故等の緊急時において、しっかりと対応できる体制が整っているか
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支援プラン等の分析、評価等の手順が具体的かつ明確に示されているか ・日常生活・社会・就労自立に関する支援内容が具体的で適切かつ、一貫性があるものか ・対象者の状況に応じた同行支援や自宅やその近隣までの送迎等、本業務の利用促進につながる取組が充実しているか ・自立相談支援機関及び関係機関等との連携は十分にとれる体制か
ヒアリング等審査	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関して、事業者より独自の工夫、特色、その他提案があり、支援にさらなる効果が期待できるか
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の確実な遂行が見込める積算となっているか